

三、里兆解读

- 社会保険料追徴時効之探讨（連載之二/共二篇）..... 7

四、近期热点话题..... 10

一、最新中国法令

- 电子营业执照管理办法（试行）

- 【发布单位】国家市场监督管理总局
【发布文号】国市监注〔2018〕249号
【发布日期】2018-12-17
【实施日期】2018-12-17
【内容提要】根据该办法：
- 电子营业执照文件，是指按照全国统一版式和格式记载市场主体登记事项，并经市场监管部门依法加签数字签名的电子文档。
 - 电子营业执照系统是全国统一的市场主体身份验证系统，支持市场主体身份全国范围内的通用验证和识别。
 - 市场主体设立登记后，即时生成电子营业执照并存储于电子营业执照库。
 - 电子营业执照的下载、使用，采用真实身份信息登记制度。
 - 电子营业执照适用于需要提供市场主体身份凭证的情况，包括但不限于“出示营业执照以表明市场主体身份，或使用营业执照进行市场主体身份认证和证明”等八类情形。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201812/t20181219_278408.html

- 中华人民共和国个人所得税法实施条例

- 【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第707号
【发布日期】2018-12-22
【实施日期】2019-01-01
【内容提要】此次修改的主要内容包括：

三、里兆解説

- 社会保険料追徴の時効を考察する（連載の二/全二回）..... 7

四、トピックス..... 10

一、最新中国法令

- 電子版營業許可証管理弁法（試行）

- 【発布機関】国家市場監督管理総局
【発布番号】国市監注〔2018〕249号
【発布日】2018-12-17
【実施日】2018-12-17
【概要】本弁法によると、以下の通りである。
- 電子版營業許可証とは、全国统一の判型及び書式にて市場主体の登記事項を記載し、市場監督管理部門が法に依拠し電子署名を追加した電子文書ファイルを指す。
 - 電子版營業許可証システムは事業主体の身元を検証するために構築された全国统一システムであり、全国範囲で事業主体の身元を検証し識別することができる。
 - 事業主体の設立登記後すぐに電子版營業許可証が形成され、電子版營業許可証データベースに保存される。
 - 電子版營業許可証のダウンロード・使用においては、真実の身元情報に基づく登記制度を採用する。
 - 電子版營業許可証は、事業主体の身元を示す証明書を提出する必要がある場合（これには「事業主体の身元を明らかにするために營業許可証を呈示する場合、又は營業許可証を使用して事業主体の身元を認証し、証明する場合が含まれるがこれらに限らない」）等の8通りの状況が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201812/t20181219_278408.html

- 中華人民共和國個人所得稅法實施條例

- 【発布機関】國務院
【発布番号】國務院令 第707号
【発布日】2018-12-22
【実施日】2019-01-01
【概要】今回の改正には、以下の主要内容が含まれる。

加大对符合居民个人标准的境外人士税收优惠力度
<ul style="list-style-type: none"> 在中国境内无住所的个人，在中国境内居住累计满 183 天的年度连续不满六年的，经向主管税务机关备案，其来源于中国境外且由境外单位或者个人支付的所得，免予缴纳个人所得税； 在中国境内居住累计满 183 天的任一年度中有一次离境超过 30 天的，其在中国境内居住累计满 183 天的年度的连续年限重新起算。
年金、保险支出等可扣除
个人缴付符合国家规定的企业年金、职业年金，购买符合国家规定的商业健康保险、税收递延型商业养老保险的支出，以及国务院规定的其他项目可以依法扣除。
优化与专项附加扣除政策相关的纳税服务
<ul style="list-style-type: none"> 工资、薪金所得可以由扣缴义务人在扣缴税款时减除专项附加扣除； 其他综合所得在汇算清缴时减除专项附加扣除。 纳税人可以委托扣缴义务人或者其他单位和个人办理汇算清缴。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content_5351177.htm

● **国务院关于印发个人所得税专项附加扣除暂行办法的通知**

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2018〕41号
【发布文号】2018-12-22
【实施日期】2019-01-01
【内容提要】该通知明确了专项附加扣除的原则和子女教育、继续教育、大病医疗、住房贷款利息、住房租金、赡养老人等专项附加扣除的扣除范围、扣除标准、扣除方式，以及保障措施等内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content_5351181.htm

● **国家税务总局关于个人所得税自行纳税申报有关问题的公告**

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2018 年第 62 号
【发布日期】2018-12-21
【实施日期】2019-01-01

居住者個人基準に合致する国外の者に対する税收優遇措置を強化する
<ul style="list-style-type: none"> 中国国内で住所を有しない個人は、中国国内の居住日数が累計満 183 日となる年度が連続して 6 年に満たない場合、主管税務機関で届出を行うことにより、中国国外を源泉とし国外組織又は個人から支払われる所得については、個人所得税納付の免除対象となる。 中国国内の居住日数が累計満 183 日となる年度中に、1 回 30 日を超える出国が一度あった場合、中国国内の居住日数が累計満 183 日となる年度の連続した期間は改めて起算する。
年金、保険支出などを控除することができる
個人が国の規定を満たす企業年金、職業年金を納付し、国の規定を満たす商業健康保険、税收繰延型商業養老保険を付保するための支出、及び国务院が定めるその他の項目は、法に依拠し控除することができる。
個別の付加控除政策に関連する納税サービスを整備する
<ul style="list-style-type: none"> 賃金所得については、源泉徴収義務者が税金を納付する際に、個別の付加控除項目を控除することができる。 その他の総合所得については、確定申告の際に個別の付加控除項目の控除を差し引く。 納税者は源泉徴収義務者又はその他の組織及び個人に委託し、確定申告を行うことができる。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content_5351177.htm

● **个人所得税の個別付加控除暫定弁法の公布に関する国务院による通知**

【発布機関】国务院
【発布番号】国発〔2018〕41号
【発布番号】2018-12-22
【実施日】2019-01-01
【概要】本通知では、個別の付加控除の原則及び子女教育、继续教育、大病医療、住宅ローン利息、住宅賃料、高齢者扶養といった個別の付加控除項目についての控除範囲、控除基準、控除方式、並びに保障措施などの内容を明確にした。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content_5351181.htm

● **个人所得税自主納税申告の關係事項に関する国家稅務總局による公告**

【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】国家稅務總局公告 2018 年第 62 号
【発布日】2018-12-21
【実施日】2019-01-01

【内容提要】该公告明确了以下六种需要办理自行纳税申报情形的适用对象、申报时间、申报地点、需要填写的申报表等，以及自行纳税申报的申报方式、表证单书。

- 综合所得汇算清缴
- 经营所得
- 扣缴义务人未扣缴税款

- 取得境外所得
- 移居境外注销中国户籍

- 非居民个人在中国境内从两处以上取得工资、薪金所得

【法令全文】请点击以下网址查看：

国家税务总局公告 2018 年第 62 号

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3962204/content.html>

官方解读

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3964127/content.html>

● [国家税务总局关于全面实施新个人所得税法若干征管衔接问题的公告](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2018 年第 56 号

【发布日期】2018-12-19

【实施日期】2019-01-01

【内容提要】根据该公告：

- 居民个人的工资、薪金所得个人所得税，日常采取累计预扣法进行预扣预缴；劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得个人所得税，采取基本平移现行规定的做法预扣预缴。
- 居民个人预缴税额与年度应纳税额之间的差额，年度终了后可通过综合所得汇算清缴申报，税款多退少补。
- 非居民个人的工资、薪金所得，以每月收入额减除费用五千元后的余额为应纳税所得额；劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得，以每次收入额为应纳税所得额，适用按月换算后的非居民个人月度税率表计算应纳税额。

【法令全文】请点击以下网址查看：

国家税务总局公告 2018 年第 56 号

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3954941/content.html>

官方解读

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3954866/content.html>

【概要】本公告では、下記 6 通りの自主納税申告を行う場合における適用対象、申告時間、申告場所、記入が必要な申告用紙など、及び自主納税申告の申告方式、用紙・証書を明確にした。

- 総合所得の確定申告
- 事業所得
- 源泉徴収義務者による源泉徴収の澄んでいない税金
- 国外所得を取得した場合
- 国外に移住し、中国戸籍を抹消した場合
- 非居住者個人が中国国内で 2 箇所以上から賃金所得を取得した場合

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

国家稅務總局公告 2018 年第 62 号

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3962204/content.html>

公式解説

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3964127/content.html>

● [新个人所得税法的全面的な実施に伴う徴収管理、移行問題についての国家稅務總局による公告](#)

【発布機關】国家稅務總局

【発布番号】国家稅務總局公告 2018 年第 56 号

【発布日】2018-12-19

【实施日】2019-01-01

【概要】本公告によると、以下の通りである。

- 居住者個人の賃金所得の個人所得税は、日常的には所得税累計源泉徴収法を採用し源泉徴収を行う。労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得の個人所得税は、基本的には現行規定の方法に照らした源泉徴収を行う。
- 居住者個人の源泉徴収税額と年間の納税額との間の差額については、年度終了後に総合所得の確定申告を通じて、税金の過不足分を清算することができる。
- 非居住者個人の賃金所得は毎月の収入額から費用五千元を控除した残額が課税所得額なる。労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得は毎回の収入額が課税所得額となり、月ごとに換算した非居住者個人の月間税率表を適用して納税額を計算する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

国家稅務總局公告 2018 年第 56 号

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3954941/content.html>

公式解説

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3954866/content.html>

● [关于“先出区、后报关”有关事项的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2018 年第 198 号
【发布日期】2018-12-14
【实施日期】2018-12-14
【内容提要】海关总署在特殊区域及保税物流中心（B 型）（以下简称“中心”）实施“先出区、后报关”监管改革。

- “先出区、后报关”，是指特殊区域及中心内企业对出境货物，可通过信息化系统凭核放单先行办理出特殊区域及中心手续，再向海关报关的业务办理模式。
- 对适用“先出区、后报关”模式的货物，企业应采用全国通关一体化方式通关。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2145153/index.html>

● [海关总署关于保税维修业务监管有关问题的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2018 年第 203 号
【发布日期】2018-12-14
【实施日期】2019-01-01
【内容提要】保税维修是指，企业以保税方式将存在部件损坏、功能失效、质量缺陷等问题的货物或运输工具从境外运入境内进行检测、维修后复运出境。该公告对可开展保税维修业务的范围、条件、提交资料、电子账（手）册监管、进出口申报等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2147317/index.html>

● [汽车产业投资管理规定](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会
【发布文号】国家发展和改革委员会令 第 22 号
【发布日期】2018-12-10
【实施日期】2019-01-01
【内容提要】与现行规定相比，该规定的主要改变在于：

- 全面取消实施多年的汽车投资项目核准事项，全部转为地方备案

● [「先出区、後報関（先に特別エリア及びセンターを出て、後から通関を行う措置）」関連事項に関する公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2018 年第 198 号
【発布日】2018-12-14
【実施日】2018-12-14
【概要】税関総署は、特別エリア及び保税物流センター（B 型）（以下「センター」という）において、「先出区、後報関（先に特別エリア及びセンターを出て、後から通関を行う措置）」という監督管理・改革を実施する。

- 「先出区、後報関」とは、特別エリア及びセンター内における企業が、出境貨物について、情報化システムを通じ、通行許可書に基づき、まず特別エリア及びセンターを出るための手続きを行ってから、税関に通関申告を行うことができるという業務スキームを指す。
- 「先出区、後報関」スキームを適用する貨物については、企業は全国通関一体化方式を採用し通関することになる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2145153/index.html>

● [保税修繕業務監督管理に関する税関総署による公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2018 年第 203 号
【発布日】2018-12-14
【実施日】2019-01-01
【概要】保税修繕とは、企業が保税方式で部品の損傷、機能の不具合問題、品質欠陥等問題のある貨物又は輸送運搬具を国外から国内へ搬入して検測し、修繕してから国外へ再輸出することを指す。本公告では保税修繕業務を行うことができる範囲、条件、提出資料、電子帳簿（手帳）の監督管理、輸出入申告等について定めている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2147317/index.html>

● [自動車産業投資管理規定](#)

【発布機関】国家発展改革委員会
【発布番号】国家発展改革委員会令 第 22 号
【発布日】2018-12-10
【実施日】2019-01-01
【概要】現行の規定と比べると、本規定の主な改正は、以下の通りである。

- 長年実施してきた自動車投資プロジェクトの審査認可事項を全面的に廃止

管理，其中整车类投资项目由省级发展改革部门备案。

《政府核准的投资项目目录（2016 年本）》中新建中外合资轿车生产企业项目、新建纯电动乘用车生产企业（含现有汽车企业跨类生产纯电动乘用车）项目及其余由省级政府核准的汽车投资项目均不再实行核准管理，调整为备案管理。

- 提高投资项目准入标准。严格控制新增传统燃油汽车产能，进一步提高新建纯电动汽车企业项目条件。

【法令全文】请点击以下网址查看：

汽车产业投资管理规定

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201812/t20181218_922872.html

官方答记者问

http://www.ndrc.gov.cn/xwzx/xwfb/201812/t20181218_922891.html

● 上海市产业结构调整负面清单（2018 版）

【发布单位】上海市经济和信息化委员会

【发布文号】沪经信调〔2018〕990 号

【发布日期】2018-12-20

【内容提要】该《负面清单》涉及电力、化工、电子、钢铁、有色、建材、医药、机械、轻工、纺织、印刷、船舶、电信等 15 个行业，共 541 项内容（淘汰类 337 项、限制类 204 项），可作为相关单位开展结构调整、提升能源利用效率，实施差别电价政策、淘汰落后产能的主要依据。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw57660.html>

● 浙江省商务领域守信“红名单”和失信“黑名单”管理办法（试行）

【发布单位】浙江省商务厅

【发布文号】浙商务发〔2018〕146 号

【发布日期】2018-12-21

【实施日期】2018-12-21

【内容提要】该办法适用企业包括商业特许经营企业、成品油经营企业、拍卖行业企业、汽车流通行业企业、药品流通企业、

し、すべて地方届出管理へ変更する。そのうち、完成車類投資プロジェクトは、省級発展改革部門での届出とする。

「政府認可の投資プロジェクト目録（2016 年版）」における乗用車の中外合弁生産企業新設プロジェクト、完全電気乗用車生産企業新設（既存の自動車企業が分野を超えて完全電気乗用車を製造する場合を含む）プロジェクト、及びその他省級政府が認可した自動車投資プロジェクトについては、いずれも審査認可管理は実施せずに、届出管理へ調整する。

- 投資プロジェクト参入許可基準を引き上げる。従来型燃料油自動車の生産能力の新規追加を厳格に統制し、完全電気自動車企業の新設条件をさらに引き上げる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

自動車産業投資管理規定

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201812/t20181218_922872.html

記者からの質問に対する公式回答

http://www.ndrc.gov.cn/xwzx/xwfb/201812/t20181218_922891.html

● 上海市産業構造調整のネガティブリスト(2018 年度版)

【発布機関】上海市經濟情報化委員会

【発布番号】滬经信調〔2018〕990 号

【発布日】2018-12-20

【概要】本「ネガティブリスト」では、電力、化学工業、電子、鋼鉄、非鉄金属、建材、医薬、機械、軽工業、紡績、印刷、船舶、電気通信等 15 業種、計 541 項目の内容（淘汰類 337 項目、制限類 204 項目）が収載されており、係る組織は本「ネガティブリスト」に基づき、構造調整、エネルギー利用効率の向上、電気料金差異化政策の実施、立ち遅れた生産能力の廃止を実施することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw57660.html>

● 浙江省のビジネス分野における信用遵守「優良リスト」と信用失墜「ブラックリスト」管理弁法（試行）

【発布機関】浙江省商務庁

【発布番号】浙商務発〔2018〕146 号

【発布日】2018-12-21

【実施日】2018-12-21

【概要】本弁法が適用される企業には、ビジネスフランチャイズ企業、石油製品取扱企業、競売業種企業、自動車流通業種企業、薬

貿易摩擦案件対応企業、外商投资企业、对外投资合作企业，以及发放单用途商业预付凭证经营者、申请浙江出口名牌企业、参与机电产品国际招投标企业、重大招商活动参与企业等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.zj.gov.cn/art/2018/12/21/art_13885_299341.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [全国人大常委会审议民法典合同编草案、侵权责任编草案、外商投资法草案等](#)

日前，十三届全国人大常委会第七次会议继续审议了民法典合同编草案、侵权责任编草案等，首次审议外商投资法草案、专利法修正案草案等。

外商投资法草案明确对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单管理制度、国家支持企业发展的各项政策同等适用于外商投资企业，加强了对外商投资企业的产权保护，促使地方政府守约践诺，并对外商投资安全审查制度作了原则规定。

（里兆律师事务所 2018 年 12 月 23 日编写）

三、里兆解读

- [社会保险费追缴时效之探讨（连载之二/共二篇）](#)

在第 610 期《里兆法律资讯》中，我们对社会保险费追缴时效之法规政策层面进行了梳理。接下来继续对司法实践层面和未来趋势进行分析。

二、司法实践层面的总结

正因追缴时效问题在法规政策层面本身就存在

品流通企業、貿易摩擦案件対応企業、外商投資企業、對外投資合作企業、並びに単一用途の商業前払式証票を発行する事業者、浙江輸出商品有名ブランド申請企業、機電製品の国際入札参加企業、企業誘致の重大イベント参加企業等が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.zj.gov.cn/art/2018/12/21/art_13885_299341.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [全国人民代表大会常務委員会が民法典契約編草案、不法行為編草案、外商投資法草案などを審議した](#)

先頃、第十三期全国人民代表大会常務委員会第七回会議において、民法典の契約編草案、不法行為編草案などを引き続き審議し、外商投資法草案、特許法改正案草案などについて初回審議を行った。

外商投資法草案では、外商投資について、参入前内国民待遇+ネガティブリストの管理制度を実施し、国が企業の発展をサポートするための各政策のいずれも平等に外商投資企業に適用することを明確にし、外商投資企業に対する財産権の保護を強化し、地方政府に約束を守らせるよう促し、外商投資安全審査制度の原則的な規定を定めた。

（里兆法律事務所が 2018 年 12 月 23 日付で作成）

三、里兆解説

- [社会保険料追徴の時効を考察する（連載の二/全二回）](#)

第 610 期「里兆法律情報」では、社会保険料追徴の時効に関する法規政策について整理した。以下では「司法実践の視点からの要覧」、「今後の趨勢からの展望」について引続き、分析する。

二、司法実践の視点からの要覧

追徴時効問題が法令・政策面で論争が存在すること

争议，所以，在司法实践层面也存在不同的处理方式，我们查询总结了部分案例情况如下：

1. 应受 2 年劳动监察时效限制的处理方式

持该种观点的地区占多数，例如山东、江苏（除南京）、深圳、重庆、天津等地：

序号	地区	裁判主旨	相关案例
1	深圳	《劳动保障监察条例》第二十条和《深圳经济特区社会养老保险条例》第 40 条 ¹ ，对于社会保险费欠缴行为，追缴期限为 2 年。	(2016) 粤 03 行终 259 号 (2016) 粤 03 行终 262 号
2	山东	不管是责令改正要求补缴社保费用的行政措施，还是处以罚款的行政处罚决定，都受《劳动保障监察条例》2 年时效约束。	(2016) 鲁 0612 行初 51 号
3	重庆	《重庆市劳动和社会保障局关于用人单位不按规定进行社会保险登记不如实申报参保人员和缴费工资的处理意见》 ² ，社会保险经办机构和劳动保障行政部门受理追缴社会保险费举报或投诉事宜，应受 2 年时效限制。	(2016) 渝 01 行终 245 号
4	江苏（除南京）	用人单位未为员工缴纳社会保险费，侵犯其劳动保障合法权益，应在法定时间内投诉，不应超过《劳动保障监察条例》规定的 2 年期限。	(2015) 苏行终字第 00424 号

から、司法実践での取扱方法も異なるが、確認できた範囲で一部判例を以下に整理する。

1. 2 年の労働監察時効の制限を受けるべきとする取扱方法

この観点をもつ地区は多数あり、例えば、山東、江蘇（南京を除く）、深セン、重慶、天津などの地区が挙げられる。

番号	地区	裁判の主旨	判例
1	深セン	「労働保障監察条例」第二十条及び「深セン経済特区社会養老保険条例」第 40 条 ¹ では、社会保険料の滞納行為に対し追徴期限を 2 年としている。	(2016) 粤 03 行終 259 号 (2016) 粤 03 行終 262 号
2	山東	社会保険費用追納の是正命令を行う行政措置、又は過料に処する行政処罰決定のいずれも、「労働保障監察条例」での 2 年の時効に制限される。	(2016) 魯 0612 行初 51 号
3	重慶	「使用者が社会保険登記を規定どおりに行わず、保険加入者及び納付対象となる賃料を事実どおりに申告しなかったことに関する重慶市労働・社会保障局の処理意見」 ² によると、社会保険担当部局及び労働保障行政部門が社会保険料の追徴に係る通報又は苦情申し立てを受理する際、2 年の時効に制限されると規定している。	(2016) 渝 01 行終 245 号
4	江蘇（南京を除く）	使用者が従業員社会保険料を納付しておらず、その労働保障上の適法な権益を侵害した場合、法定期間内に通報しなければならず、「労働保障監察条例」に規定する 2 年の期限を超えてはならない。	(2015) 蘇行終字第 00424 号

¹ 《深圳经济特区社会养老保险条例》第四十条：职工认为用人单位未按照规定为其缴纳养老保险费的，应当在知道或者应当知道权利被侵害之日起两年内向市社保机构投诉、举报。投诉、举报超过两年的，市社保机构不予受理。

¹ 「深セン経済特区社会養老保険条例」第四十条：従業員は使用者が規定に従い養老保険料を納付していなかったと判断する場合、自己の権利が侵害されたことを知り、又は知り得るべき日から 2 年以内に、社会保険機構に通報し、苦情を申し立てなければならない。2 年を経過しても通報、苦情申し立てを行われていない場合、深セン市社会保険機構はこれを受理しない。

² 《重庆市劳动和社会保障局关于用人单位不按规定进行社会保险登记不如实申报参保人员和缴费工资的处理意见》第六条第一款第（二）项：劳动保障行政部门和社会保险经办机构受理劳动者关于用人单位未按规定进行社会保险登记、少报参保人员和缴费工资的举报和投诉，如果应参保人员与该用人单位解除、终止劳动关系已超过两年，社会保险经办机构和劳动保障行政部门不予受理，并书面告知理由。

² 「使用者が規定どおりに社会保険登記を行わず、事実どおりに保険加入者の申告、納付対象となる賃金を申告していないことに関する重慶市労働・社会保障局の処理意見」第六条第一項第（二）号：労働保障行政部門及び社会保険担当部局は使用者が規定どおりに社会保険登記を行わず、保険加入者人数及び納付対象となる賃金を過少申告したことに関する労働者からの通報、苦情申し立てを受理する。なお、保険に加入すべき者と当該使用者が労働関係を解除、終了して 2 年を超えている場合、社会保険担当部局及び労働保障行政部門はこれを受理せず、かつ書面にて理由を通知しなければならない。

2. 不应受 2 年劳动监察时效限制的处理方式

持该种观点的地区不多，例如广州、南京等地：

序号	地区	裁判主旨	案号
1	广州	责令用人单位对社会保险费的缴纳或补足，没有期限规定，不属于劳动保障监察条例规定的对劳动保障违法行为的查处处罚。	(2018) 粤 71 行终 37 号
2	南京	《劳动保障监察条例》规定的劳动保障监察制度与《社会保险稽核办法》规定的社会保险稽核制度是两种不同的法律制度，分别由不同机构负责实施，市社保中心履行其社会保险稽核职责要求用人单位补缴社会保险费的行政行为，并非劳动保障监察行为，不应适用《劳动保障监察条例》。	(2017) 苏 01 行终 666 号

三、未来趋势层面的展望

1. 未来采用无时效追缴模式存在依据

我们在第一点政策层面的总结中提到，人社部对社会保险费追缴时效的回复是模糊两可的，实际上是间接认可了可以无时效追缴。

再者，从 2019 年 01 月 01 日起，社会保险费统一改由税务机关征收，而税务机关对“偷税、抗税、骗税”的追缴是不受时效限制的，因此，在税务机关接手社会保险费征收工作后，对于社会保险费追缴时效的看法，极有可能不受 2 年时效限制。

2. 未来政策趋势较可能是“降费率、设过渡期、严征缴”

国务院今年在有关常务会议中明确提出，在社保征收机构改革到位前，各地要一律保持现有征收政策不变，同时抓紧研究适当降低社保费率，确保总体上不增加企业负担，人社部也明确提出，将落实国务院常务会议关于研究提出继续降低社保费率具体办法的要求，会同有关部门研究制定降低养老保险费率具体方案，我们认为，降费率政策较有可能落地。

2. 2 年の労働監察時効に制限されるべきではないとする取扱方法

当該観点をもつ地区はそれほど多くない。例えば、広州、南京などの地区がある。

番号	地区	裁判の主旨	判例番号
1	広州	社会保険料の納付又は補充を使用者に命じることに、期限の定めはなく、労働保障監察条例に規定する労働保障違法行為に対する取締処罰に該当しない。	(2018) 粵 71 行終 37 号
2	南京	「労働保障監察条例」規定の労働保障監察制度と「社会保険査察弁法」規定の社会保険査察制度は異なる 2 つの法制度であり、それぞれ異なる担当部署の責にて実施される。南京市社会保険センターがその社会保険査察職責を履行し、使用者に社会保険料の追納を要求する行政行為は、労働保障監察行為に該当せず、「労働保障監察条例」を適用すべきではない。	(2017) 蘇 01 行終 666 号

三、今後の趨勢からの展望

1. 将来、時効のない追徴モデルが採用されることには根拠がある

前述した 1 つ目の政策面の考察で整理したように、人社部の社会保険料の追徴時効に対する回答はやや曖昧で何方付かずなものではあるが、実際のところ、追徴が無期限で行えることを間接的に認めたものと思われる。

また、2019 年 1 月 1 日から、社会保険料は税務機関での一括徴収に切り替えられる、税務機関による「脱税、納税拒否、税金詐取」への追徴は時効に制限されないため、税務機関が社会保険料徴収作業を引き継いだ後は、社会保険料追徴の時効について、2 年の時効に制限されないことになる可能性が極めて高い。

2. 将来的には、政策は「料率の引き下げ、移行期間の設置、徴収の厳格化」という流れで進められる可能性が高い

今年、国务院の常务会议では、社会保険徴収機構改革が目標に達するまでは、各地で現在の徴収政策をそのまま維持しなければならない、またそれと同時に、社会保険料率を適度に引き下げ、一般的に企業の負担が増えないように確保することを急ぎ研究することが明確に打ち出され、人社部も、社会保険料率のさらなる引下げのための具体的な施策を研究することに関する国务院常务会议の要求を貫徹し、関連部門と共同で养老保险料率引下げの具体的な方案を研究し、制定することを明確に提起している。よって、まずは、料率引下げ政策が実施される可能性が考えられる。

以降费率政策为契机，降低企业负担后，才较有可能过渡到严征缴阶段。关于过渡问题，人社厅函〔2018〕246号文《人力资源社会保障部办公厅关于贯彻落实国务院常务会议精神切实做好稳定社保费征收工作的紧急通知》提出了以下要求：在社保征收机构改革到位前，各地现行的社保缴费基数、费率等相关征收政策，要一律保持不变；严禁自行组织对企业历史欠费进行集中清缴。

3. 未来的有关建议

鉴于上述相关分析，“严征缴”是未来趋势之一，因此，相关“打擦边球”的行为应予以避免，例如：

1) 按最低标准缴纳社会保险费

按最低标准缴纳社会保险费这种以往常见的现象，将有可能在未来会成为重点监管的对象，曾经社会保险基数由企业自行申请，属于灰色地带，但以后税务部门统一征缴后，将有可能有能力核对企业申报的个税实际收入与缴纳社会保险基数是否一致，企业按最低标准缴纳社会保险费的行为将容易被发现，从而被责令补缴。

2) 员工自愿放弃缴纳社会保险费

无论是企业出于控制成本考虑，与员工签署自愿放弃缴纳社会保险费协议，还是应员工主动要求不予缴纳社会保险费，并出具自愿放弃缴纳社会保险费承诺书，均无法免除缴纳社会保险费的法定义务和相关行政惩罚。

3) 对“未缴社会保险费”进行私下了结

如果未来对“未缴社会保险费”的追缴严格化，那么，“私下了结”的风险将增加，建议优先考虑补缴，而不是“私下了结”。

(里兆律师事务所 2018 年 12 月 14 日编写)

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (=律师近期的关注话题)

- [个人所得税的专项附加扣除政策](#)
- [高管兼职](#)

料率引下げ政策を機に企業負担を軽減した後によく徴収厳格化という段階に進んでいくことが考えられる。移行に関しては、人社厅函〔2018〕246号文「国务院常务会议的精神を貫徹し、安定した社会保険料徴収作業を確実に実施することに関する人的資源社会保障部弁公厅の緊急通知」では、社会保険徴収機構改革が目標に達するまでは、各地の現行社会保険料納付基数、料率などに関連する徴収政策は、一切変更してはならず、企業に過去の滞納分をまとめて支払わせるよう自ら手配することを厳禁としている。

3. 今後に向けての筆者からのアドバイス

上記の分析から、「徴収の厳格化」が今後の趨勢のひとつであることから、法の抜け穴を突くような以下に挙げる行為は避けるのがよい。

1) 最低基準で社会保険料を納付すること

最低基準で社会保険料を納付するといった従来よくある現象は、将来、重点的に監督管理の対象となるおそれがある。従来、社会保険基数は企業が自ら申請するものであり、グレーゾーンなのだが、今後、税務部門に一括徴収されるようになると、企業から申告される個人所得税が対応する実際の収入と納付対象となる社会保険基数との整合性を確認できるようになる可能性があり、企業が最低基準で社会保険料を納付する行為は発見されやすくなり、追納を命じられることが推測される。

2) 従業員が社会保険料の納付を自ら放棄すること

企業がコスト削減のため、社会保険料の納付を自ら放棄する協議書を従業員と締結する場合も、従業員からの要請に応じて、社会保険料を納付せず、社会保険料の納付を自ら放棄す誓約書を出してもらう場合も、どちらも社会保険料を納付しなければならないという法定義務及び係る行政処罰が免除されることはない。

3) 「社会保険料滞納分」を水面下で解決すること

将来、「社会保険料滞納分」の追徴が厳格化される場合、「水面下で解決する」リスクの増大が考えられるが、やはり「水面下で解決する」のではなく、追納を最優先して検討したい。

(里兆法律事務所が 2018 年 12 月 14 日付で作成)

四、トピックス

※企業が最近注目している話題 (=弁護士が最近注目している話題)

- [个人所得税の特別付加控除政策](#)
- [高級管理職者の兼務について](#)